

コラム

暮らしの変化と税

ー令和元年度 租税史料室特別展示ー

税務大学校研究部税務情報センター
(租税史料室) 研究調査員
菅 沼 明 弘

◆SUMMARY◆

税務大学校研究部税務情報センター(租税史料室)では、15万点を超える税に関する歴史的資料(史料)を所蔵しており、税制や税務行政などの歴史を紹介する「常設展示」のほか、年1回の「特別展示」を行っている。

令和元年度の特別展示では、明治以降目まぐるしく変わった人々の生活に焦点を当て、生活様式の変化が税金にどのような影響を与えたのかを紹介する。

展示は令和元年10月1日から令和2年9月29日までの期間で開催した。

本稿は、展示史料の主なものを写真を交えながら解説するものである。

(令和2年9月28日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	188
1. 文明開化と税	188
(1) 新しい技術と税	188
(2) 生活の変化と税制整理	191
2. 都市化する生活と税	194
(1) 都市化と地方税	194
(2) 娯楽と税	195
(3) 戦時体制と税	195
3. 高度経済成長の中の税	197
(1) 高度経済成長と物品税	197
(2) 骨牌税とトランプ類税	199
(3) 通行税と入場税	199
おわりに	201

はじめに

令和元年度の租税史料室の特別展示のテーマは「暮らしの変化と税」である。これまで租税史料室では地租や酒税、年貢など各税目ごとの歴史や、明治維新といった物語性の強いテーマを取り扱ってきた。これらに対し、今回の特別展示では明治、大正、昭和の各時代の生活と税の関係をテーマとした。

本テーマでは生活様式の変化に伴って、新しい税が創設されたり、あるいは逆に廃止されるといった変化や、新しい技術や商品に既存の税金をどのように対応させたかなどのエピソードを紹介している。

本稿では、今回の特別展示の概要について若干の補足を加えて解説する。

今回の特別展示の構成は以下のとおりである。

1. 文明開化と税
2. 都市化する生活と税
3. 高度経済成長の中の税

展示する史料の性質により若干移動するが、

1. は明治時代から大正時代、2. で大正時代から昭和 20 年代まで、さらに 3. が昭和 20 年代から平成時代までの史料を展示している。

凡例

1. 文中において年号は原則的に「和暦(西暦)」で記載するが、年度の場合は和暦のみを記載する。
2. 文中において登場する旧字は新字に改めた。

1. 文明開化と税

(1) 新しい技術と税

江戸時代、海外とのやり取りが制限されていた日本では、蒸気機関など欧米で普及していた様々な技術と人々が接する機会はほとんど無かった。幕末の開国によって、日本は様々な技術や商品を積極的に導入しようとするが、本格的にそれらが普及するのは明治維新後まで待たなければならなかった。

維新後、政府の近代化政策によって開港場

を中心に海外から新たな技術や商品が国内に流入した。これらの新技術の代表格が明治 5 (1872) 年に新橋～横浜間に開業した鉄道や、汽船といった蒸気機関を装備した交通機関であった。鉄道や汽船は官営、民営両方で急速な発展を見せ、明治 30 年代には東海道本線、山陽本線、東北本線など各地の主要幹線が着々と整備された⁽¹⁾。新しい交通機関の登場により、人や物がそれまでとは比較にならない速度で移動することが可能となり、外国から流入する他の商品や技術が国内各地に伝播する原動力となった。また蒸気機関は国内各地に建設された各種工場の動力としても活躍した。また都市部では市内の交通機関として軌道⁽²⁾ (市電、路面電車とも呼ばれる) が発達した。

外国からの輸入品を代表する商品に毛織物と砂糖があった。砂糖はそれまで限定的に生産されていたに過ぎなかったが、外国との貿易によって外国産の砂糖が大量に輸入されるようになった。また砂糖は外国との貿易だけでなく、明治 28 (1895) 年に日本が台湾を領有したことによって台湾産の砂糖も国内に広く流通していくようになった。毛織物はスーツや軍服といった洋服に欠かせない素材であり、洋服とともに輸入され、普及していった。

こうした新技術、新商品は明治時代には未だ流通量も少なく、また輸入品がその大部分を占めていたため、贅沢品であるという認識を受けていた。

日清・日露戦争などによる財政拡大の中で

政府は新しい財源として、明治 34 (1901) 年に砂糖消費税を創設⁽³⁾し、明治 37 (1904) 年に制定した非常特別税法では毛織物へ課税する織物消費税と汽車、電車及び汽船の運賃に対して通行税⁽⁴⁾が創設された。

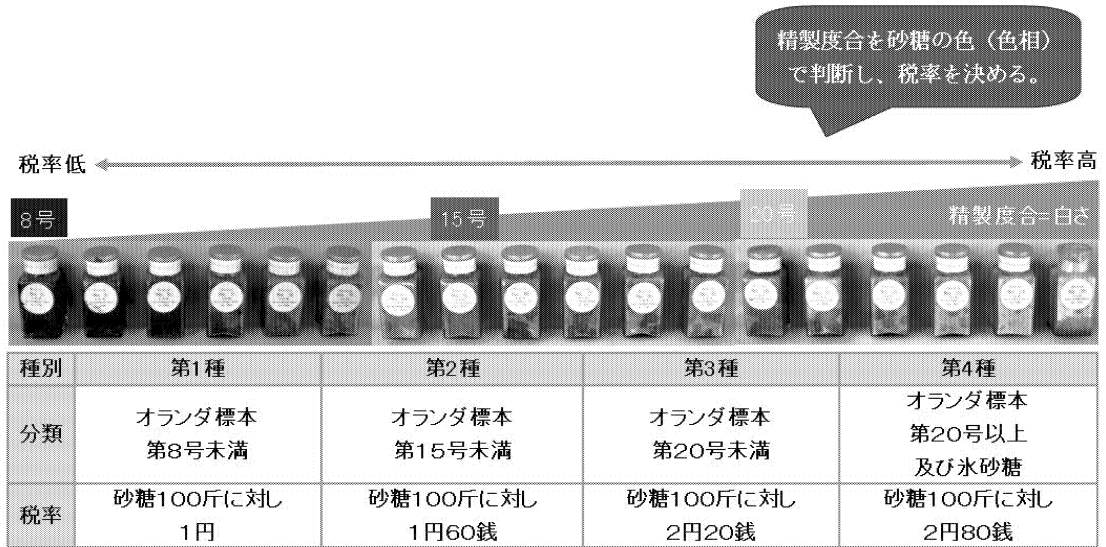
これらの税は課税方法や検査方法などにおいて個性があり、その多くは対象となる業界のルールや慣習に則ったものであった。

砂糖消費税では、精製を重ねた白い砂糖ほど高級品として取引されていたことから、砂糖の色で税額を判断した。この検査事務において使用された色相標本は当時砂糖の国際取引に用いられていたオランダ標本と呼ばれる標本で、名前の通りオランダの商人が考案したものである。この色の違いによる課税は明治 34 (1901) 年から昭和 15 (1940) 年まで続いたが、人間の目視に頼る検査方法では微妙なバラつきが出てしまうことや、砂糖に着色して税額をごまかそうとする人なども存在したなど問題点が少なくなかった【史料 1】
【図 1】。



【史料 1】オランダ標本

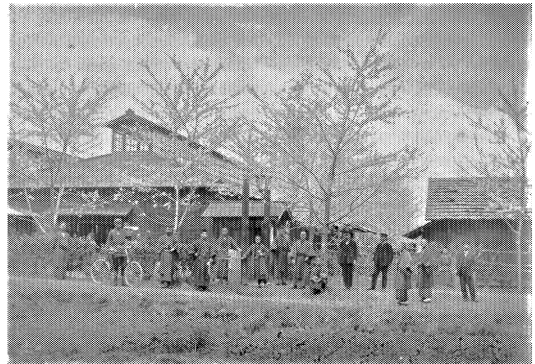
・砂糖消費税の大まかなシステム（明治34年当時）



【図 1】 砂糖消費税の大まかなシステム

今回の特別展示ではこのオランダ標本の実物を展示し、実際に当時の砂糖を見ることができる。この標本は昭和 15（1940）年に色相での課税が終了した後は使用されなくなったが、廃棄されることもなく、しかも戦禍を生き残った大変貴重な史料である。

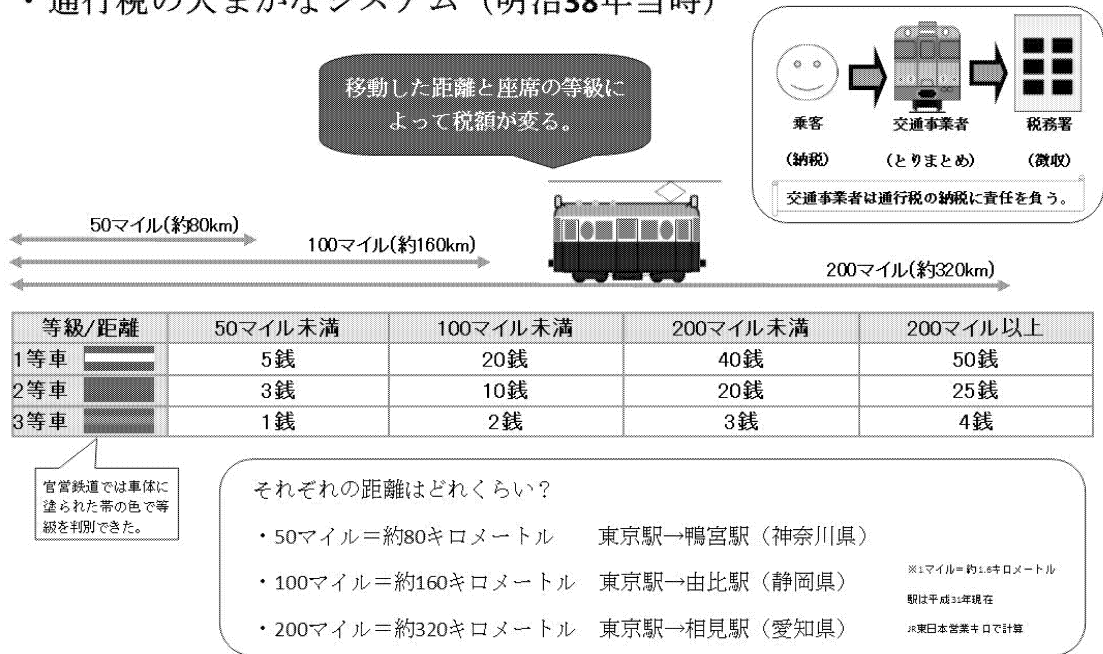
織物消費税は倉庫からの移出の際に課税が行われたため、税務官吏が織物組合の倉庫など特定の施設に出張して検査や徴収などの事務を行った。この施設は一般的に「織物納税所」と呼ばれた。今回の展示では織物納税所の写真と織物の密度を図るデンジメーターとと呼ばれる器具^⑥を展示している【史料 2】。



【史料 2】 埼玉県越生町の織物納税所写真

通行税は汽車、電車及び汽船の乗車距離と乗車した座席の等級を課税標準とし、乗越した場合などの細かな対応は官営鉄道の規則を準用した。乗車距離の計算では距離単位としてマイル（哩）が採用されたが、これも官営鉄道の距離計算がマイルを単位として採用していたことが由来である。このマイルを単位として距離を計算するのは鉄道がイギリスから輸入されたことに由来している【図 2】。

・ 通行税の大まかなシステム（明治38年当時）



【図 2】 通行税の大まかなシステム

今回の展示では大正時代到大阪市電気鉄道部（大阪市電）が発行した乗車券と回数券を展示している。回数券の表紙には「三十回分金一円五銭 通行税共」という記載を確認することができる。このうち通行税は5銭が課税されていた⁶⁾【史料 3】。



【史料 3】 大阪市電の回数券と切符

（2）生活の変化と税制整理

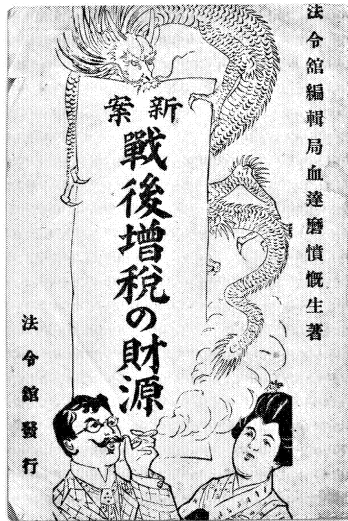
以上のような背景で導入された新技術に対する税だが、近代化が進むにつれて不都合が生じるようになった。通行税や織物消費税など一部の税金が国民生活を圧迫するという批判を受けるようになったのである。

この批判の背景には大きく二つの理由が挙げられる。一つは日露戦争に伴う増税が国民生活を圧迫していたこと。もう一つはそれまで贅沢とされていた最新技術が一般にまで普及し、人々のライフスタイルが変化したことである。

まず日露戦争の増税だが、この時増税された税金は戦死者遺族への補償や軍備の拡充などのために戦後もそのまま引き継がれ、国民の負担は軽くならなかった。日露戦争で導入された通行税や織物消費税に対する国民の不満は根強く、山梨県では織物消費税への不満から税務署が襲撃される事件もあった⁷⁾。

今回の展示史料の中で、この当時の世情を

垣間見ることができる史料が『新案 戦後増税の財源』である。この史料は日露戦争直後の明治 39 (1906) 年に民間から発売された読み物である【史料 4】。



【史料 4】新案 戦後増税の財源

「血達磨憤慨生」と名乗る作者が戦後も様々な用途で必要となる財源を得るために、多種多様な税を考えている。この本は真剣に財源確保のための税を提案するというよりは、「こういった見方もできる」、「こんな税金なら面白そうだ」というような娯楽の立場で世の中の色々なものに対する税を提案している。その趣旨を端的に表している提案が「惣気税」と「くだまき税」である。惣気税は人前で惣気話をするために鑑札を発行し、無鑑札で惣気話をするために罰金となる。くだまき税は酒に酔ってくだをまくために鑑札を発行する税で、こちらは無鑑札でくだをまくと十日間の拘留にしたらどうかと提案されている。どちらも本人は楽しいが、他の人には鬱陶しいことこの上ないものであり、このようなことをするのは贅沢だから、税金を作っても差し支えないだろうという意図である。もちろんこのような税金が実際に作られることはなかったが、日露戦争による財政拡大で様々な新税が作ら

れていた時代を風刺しており、当時の増税に対する国民の不満を垣間見ることができる。このような本が娯楽本として売れるぐらいに、日露戦争時の負担は国民に重くのしかかっていたということだろう。前年に発生した日比谷焼討ち事件の記憶もまだ新しい時代の史料である。

この本の面白いところは、こうした話題の中から後に実現した税がいくつも存在することである。例えば広告の看板に課税する広告税は大正時代に地方税として出現し、戦時期には国税にもなった。他にも宝くじの発売なども紹介されており、この本が娯楽性一辺倒でもなかったことがわかる。

次に最新技術の普及によるライフスタイルの変化であるが、先述の砂糖、織物、鉄道は明治期から大正期にかけて広く普及し、都市生活者を中心に生活環境を大きく変えた。

まず砂糖だが、開国まではごく小規模な生産しか行われていなかったため、流通も菓子など限られていた。このような状況は輸入砂糖の流入によって大きく変わった。砂糖が手軽に手に入るになると、砂糖は調味料や菓子類として家庭に普及し、一般的な存在となっていった。砂糖消費税のほかにも当時塩は専売制であり、醤油には醤油税が課税されていた。こうした調味料への課税は生活に直結するため批判が根強かった。

洋服は明治初期に軍服や官吏の制服などで採用され、その後一般に普及していった。毛織物も洋服の普及とともに一般的になり、新しい時代には欠くことのできない商品となった。当時は税務官吏にも制服が定められていた時期であり、彼らもまた毛織物の大口消費者であったといえる。また当初毛織物だけに課税されていた織物消費税は後に課税範囲を拡大し、綿製品や手ぬぐいなどその他の織物にまで課税され、織物全般に課税されるようになっていた。このような背景のため織物消費税の課税対象は贅沢品に限らなくなってし

まい、人々の日常生活に影響を与えていた。

そしてライフスタイルの変化により、多くの人々から批判されたのは通行税であった。鉄道の発展は都市間の長距離貨物輸送が産業を支え、市電を代表とする市内交通機関が都市に住む人々の住環境を大きく変えた。市内交通の発展によって、都市で働く人々の通勤圏が広がり、結果郊外の町村が次々に都市に取り込まれて都市の拡大へとつながった。

鉄道での通勤が一般的になると、都市部で通勤ラッシュが登場し、以後人々を苦しめ続けることとなる。さらに電車運賃の値上げも各地で市民の反発にあい、一部では暴動に発展する事態にもなっていた⁽⁸⁾。大正時代の東京では関東大震災の影響によって都心部から郊外へと人口の移動が促進された⁽⁹⁾が、彼らの生活もまた電車通勤を大前提として成り立つものであった。鉄道の利用を贅沢だと言われて人々が納得した時代は、このような時代背景を見るとかなり短かったといえる。

また汽船も長距離の航路だけでなく、江戸時代以来の水上交通機関が徐々に汽船を採用して近代化を進めた。河川の渡し船や東京市内で運営されていた「一銭蒸気⁽¹⁰⁾」と呼ばれる近距離の河川交通などが普及し、大型河川沿岸や運河のある都市部などで生活の足となっていた。この頃になると鉄道や汽船の利用を贅沢なものとして定義することが難しくなり、日常的に利用する都市生活者を中心に国民の不満となった。

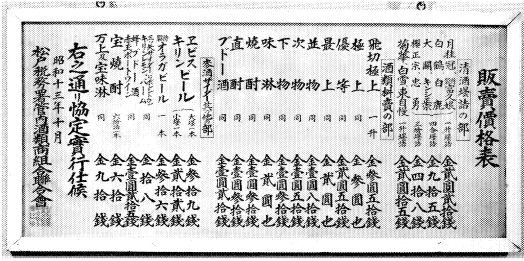
また技術の進歩にも通行税は後れを取ることになった。それは課税対象が「汽車、電車及び汽船」に限られたため、富裕層に普及し始めていた自動車に対しては通行税が課税されなかったことがまず挙げられる。車を常用する富者は通行税を納めず⁽¹¹⁾、毎日満員電車に乗って通勤する一般都市生活者には通行税が課税されることになり、不公平感が発生した。そして同じ鉄道や汽船でも新しいディーゼルエンジンなどの内燃機関を搭載した船舶

や気動車⁽¹²⁾といったものは課税対象の定義に当てはまらなかったため、通行税を課することができなかった。こうした新技術に対する課税の不徹底も大きな不満となった。

通行税では以上のような不満から近距離区間の免税と、自動車への課税が課題となったが⁽¹³⁾、結局実現しなかった。当時は通行税、織物消費税に同じく日露戦争中に始まった塩の専売制度⁽¹⁴⁾を加えた三つを「三悪税⁽¹⁵⁾」と呼び、厳しい批判の対象となった。

このような批判を受けたことから、大正 15 (1926) 年に行われた税制改正では社会政策的見地から通行税と織物消費税の一部が廃止され、他にも醤油税や売薬税などの生活必需品に対する税も廃止された。

これら廃止される税に代わる財源の一つ⁽¹⁶⁾として新たに清涼飲料税が創設された。同税は当時広く一般に普及していた新しい嗜好品であるサイダーとラムネに対する税であり、一定以上の炭酸ガス含有が課税の条件となった。ラムネは帝国海軍将兵に広く愛飲されていたことが有名であるが、巷でも子供や大衆向けの飲み物として普及していた。ラムネは子供や大衆向けということで、サイダーよりも税額は低く抑えられた。サイダーも明治後期から徐々に普及し、現在も発売されている銘柄が散見されるようになった。今回の展示では昭和 12 (1937) 年の飲料価格表を展示しているが、その中にも現在まで続いている銘柄を見つることができる【史料 5】。清涼飲料税という税を作っても、全国に課税対象である炭酸飲料が普及していなければ意味がないので、この税の登場はそれだけ炭酸飲料が国内に流通するようになったことの証明ともいえる。



【史料 5】 飲料品の販売価格表

2. 都市化する生活と税

(1) 都市化と地方税

大正時代から昭和の初期、都市部では夫婦と子供だけの世帯で会社勤めをするサラリーマン世帯が増加し、定収と定期的な休日を得られる人々が増加した。また多くの新技術が普及し、社会を支えるインフラが整い始めたのもこの頃である。新たなエネルギーとして、電気やガスが都市部を中心に普及し、それに合わせて様々な家電が登場し、自動車や自転車も日常の存在となった。東京市に乗合バスが本格的に普及したのは関東大震災以後のことである⁽¹⁷⁾。

この新しいライフスタイルの中で、都市生活者を中心に余暇を楽しむ娯楽が発展した。明治以来の歌舞伎や寄席、演劇などの他に、映画やラジオといった娯楽が登場し、昭和初期にはプロ野球の興行も始まった。また休日には海水浴やハイキングなどの家族旅行も活発に行われるようになり、観光需要に対応した特別列車⁽¹⁸⁾なども運行されるようになった。

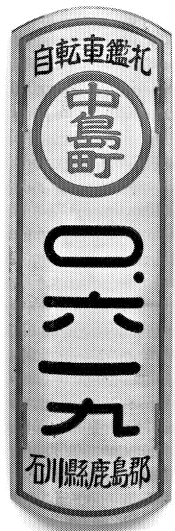
日々都市化する生活に対して対応したのは地方税であった。生活の都市化には基礎となるインフラの整備が必要であり、多くの財源を確保する必要があった。自動車や電車が通るための道には道幅の拡幅や路面の整備などが必要であり、この道路を基に電線や上下水道などの設備を敷設した。これらの整備には大規模な都市計画を必要とした。インフラの整備と一言で言ってしまえば簡単だが、現在

の我々にとって当たり前の存在の多くがこの頃普及し、その実現には莫大な労力と資金を必要としたのである。第一次世界大戦の影響による物価の上昇もあり、各地の自治体では様々な地方税を作って財源とした。

新たに生活に加わった便利な家電や娯楽は格好の財源として、各地方で試行錯誤が行われた。地方税は大蔵省と地方自治体を統括した内務省の許可を得られれば、各地方議会で決めることができるため、土地の事情や特色が反映されることがある。特に「雑種税」と呼ばれる税には様々な税が存在し、現在では聞いたこともないような税金を見ることができる。

新たに登場した家電に対する税として扇風機税、ラジオ税、蓄音機税などが課税され、自転車税や人力車税など乗り物に対する税も地域ごとに様々な名称で課税された。地方税ではこの他にも、広告税、金庫税、電柱税など各地で特徴的な税金が多数出現し、課税された。

今回の展示では参考として大正時代前後の地方税雑種税の中から特徴的な税を抜き出した表をパネルにして紹介している【図3】。また自転車税に関する史料として自転車鑑札の実物を展示している【史料6】。この鑑札は現在の自動車で用いられるナンバープレートのように車体に貼り付けて使用された。自転車税は地方税の中に存在した車税といわれる税の一種で、他にも自動車税、人力車税、電車税など様々な税が各地方に



【史料 6】
自轉車鑑札

府県雑種税の例			
娯楽関係	乗物関係	設備関係	動物関係
遊芸稼入税	車税	金庫税	牛馬税
相撲税	自転車税	扇風機税	荷積車前轆牛馬税
芸妓税	自動車税	製糸釜税	軌道牛馬税
演劇税	自動自転車税	索道柱税	畜犬税
遊技場税	船税	鴨網税	犬税
興行税	船舶税	水車税	乳牛税
人寄席税	被曳船税	電柱税	
遊船宿税	電車税	炭釜税	
遊芸師匠税	軌道税	潜水器税	
俳優税	軌道馬車税	蓄音機税	
遊覧所税	筏税	楽器税	
劇場税	自動車運転手税	タンク税	
観覧税	船乗税	広告税	
遊興税	筏乗税	瓦斯管税	

【図3】府県雑種税の例

(2) 娯楽と税

この時期娯楽に対して税を様々な角度から課税し、重要な税源とした。映画や演劇などの娯楽を対象とする観覧税や興行税など、さまざまな府県税が課税された。芸者の花代に課税する遊興税は、多くの府県で導入された。

今回の特別展示では俳優が納めていた俳優税の鑑札を展示している。俳優税は俳優として営業を行うために必要な税で、それぞれの等級に応じた税金を納めていた。この等級は所属する俳優組合などが役者の格に合わせて決めていたようで、納税も組合や事務所がまとめて納税を行ったようである。

また明治 37 (1904) 年に発行された「大日本俳優一覧」という人気俳優の番付表を見ると、一部の俳優には一等、二等という等級が確認でき、これが俳優税の等級であると思われる。この番付表には「団菊左」と呼ばれ、当時絶大な人気を持っていた九代目市川団十郎⁽¹⁹⁾、五代目尾上菊五郎⁽²⁰⁾、初代市川左団次⁽²¹⁾といった歌舞伎俳優を筆頭に当時の有名俳優や芸人の名前を見ることができる。また地域によっては力士に対しても俳優税と同様に相撲税を課税していた。この相撲税も大関や前頭といった力士の格付けによって税金の等級が分けられていた。

演劇や映画に関しては他にも興行主が興行

を行う際に興行税、観客がチケットを買うときには観覧税とそれぞれの立場ごとに税金が設定されていることがよく見られた。

遊興税は大正 8 (1919) 年に石川県金沢市で初めて導入された税で、座敷などに芸者を呼んだときに支払う花代に対して課税した。折しも大正時代は第一次世界大戦の影響による好景気で、各地に急激に財を成した「成金」と呼ばれる人々が現れ、連日彼らの派手な浪費ぶりは世の注目を集めていた。都市化に必要なインフラ整備を行っていた各地の自治体はこの遊興税を導入し、多くの道府県で課税されることになった。

(3) 戦時体制と税

昭和 12 (1937) 年に日中戦争が始まると、国税にも新しい税金が登場した。北支事件特別税法や支那事変特別税法により、物品特別税や入場税などが臨時に課税され、通行税も復活した。これらは昭和 15 (1940) 年に物品税や、入場税、通行税として独立し、課税範囲は次第に拡大した。しかし社会は統制を強め、税を創設しても、課税対象である商品そのものがどんどん入手困難となっていく⁽²²⁾。

戦時体制下に創設された新税の中には大正時代の地方税を起源とする税も複数存在する。入場税、広告税、遊興飲食税などがそれである。

入場税は地方税の演劇興業税や観覧税を前身とし、昭和 13 (1938) 年の支那事変特別税法によって国税化された。主に劇場やスポーツ観戦、競馬場、スケート場などの入場者に課税され、主催者が特別徴収義務者として徴収を行った。

広告税は静岡県や神奈川県など数県が課税していた地方税であったが、昭和 17 (1942) 年から国税として課税されることとなった。この税は広告の看板や、新聞広告、広告入りのカレンダーまで様々な広告に対して課税し

ていた。

遊興飲食税は先述の遊興税を前身とする税⁽²³⁾で、遊興飲食税は昭和 14 (1939) 年に支那事変特別税の一税目として国税となった、高額な飲食や芸者の花代に対する税である。

今回の展示では戦時中に作られた税のうち物品税と遊興飲食税の史料を主に展示してい

る。昭和 13 (1938) 年に物品特別税が創設された際に配布された同税の説明に関する書類と課税される物品の細目表である。この表だけでも非常に細かな区分と広い課税対象があったことがわかるが、戦争の拡大と共に課税範囲も拡大し、愛玩動物や割りばしなども物品税の課税対象となった⁽²⁴⁾【史料 7】。

物品税課税物品細目表

（支那事変特別税法第二十六條）

第 一 種

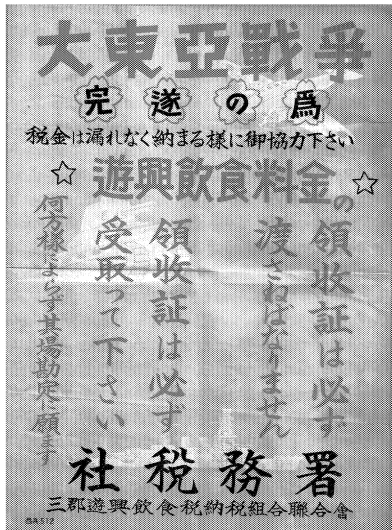
第 二 種

（續）

（注）

【史料 7】物品税課税物品細目表

また遊興飲食税のポスターも展示している【史料 8】。遊興飲食税は非常に税率が高く設定され、昭和 19 (1944) 年 2 月以降は最高税率が 300%にもなった。これは奢侈的消費の抑制という側面が強かった。この昭和 19 (1944) 年 2 月には決戦非常措置要綱⁽²⁵⁾も閣議決定され、高級享樂の停止や旅行の制限などが行われた。決戦非常措置要綱では鉄道などを用いた長距離移動に関しても統制が行われ、通行税や遊興飲食税を払う能力があっても、サービスを受けること自体が困難な環境であったといえる。



【史料 8】遊興飲食税のポスター

なお遊興飲食税は戦後の昭和 22 (1947) 年に地方税となり、料理飲食等消費税、特別地方消費税と名前を変えつつ、平成 12 (2000) 年まで存続した。

3. 高度経済成長の中の税

(1) 高度経済成長と物品税

高度経済成長の時代を迎え、人々の生活は加速度的に変化していった。東海道新幹線や東名高速道路の開通によって高速化する輸送、テレビ放送の開始や旅行ブームの到来など、高度経済成長がもたらした変化は分野を問わなかった。

昭和 39 (1964) 年の東京オリンピックと昭和 45 (1970) 年の日本万国博覧会⁽²⁶⁾は、高度経済成長期の日本を象徴する出来事となった。

国民生活もそれまで日用品や消耗品など少額の消費が中心であったが、徐々に大型家電や自動車などが消費されるようになった。白黒テレビ、電気式冷蔵庫、電気式洗濯機は「三種の神器」と呼ばれ、1960 年代を代表する存

在となった。

このころから大量生産、大量消費を基本とする「消費社会⁽²⁷⁾」という言葉が社会に浸透していった。当時大量消費は美德ともされたが、人々の消費欲求は画一的なものであったと言われている⁽²⁸⁾。後にこの価値観は多様化へと変化していった⁽²⁹⁾。

その影響を強く受けたのが、物品税をはじめとする各種間接税であった。爆発的に増える新商品や、刻々と変化する制度に対して適切かつ迅速な判断を下すことが求められた。

物品税は、国内の消費傾向を色濃く反映し、物品税収入の変化からライフスタイルの変化を見ることができる。戦後しばらくは写真フィルムや飴、清涼飲料などの消耗品が物品税収入の大部分を占めたが、消費の高級化、大型化を反映し、昭和 50 年度以降は物品税収入の半分以上を乗用車、クーラー、カラーテレビのいわゆる「3C (新三種の神器)」が占めるようになった⁽³⁰⁾。

また昭和 25 (1950) 年に織物消費税と清涼飲料税が廃止され、これらが課税されていた織物類や炭酸飲料なども物品税が課税されることとなり、物品税の課税範囲はさらに広がった。昭和 25 (1950) 年には物品税の大幅な減税も行われ、各物品に対する税率が大幅に引き下げられた。今回の展示では昭和 25 (1950) 年に東京国税局管内で行われた物品税の展示会の写真をパネルにして紹介している【図 4】。この展示会の写真を見るだけでも、物品税の課税対象が多種多様だったことが分かる。この展示会は 5 日間の開催期間中に延べ 5 万 5 千人の来場者があった。

「一目でわかる 税と商品の解説展」



オートバイと蓄音機



即売所



入り口



洗濯機など



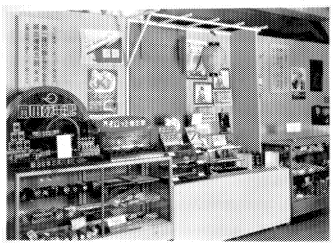
楽器や化粧品



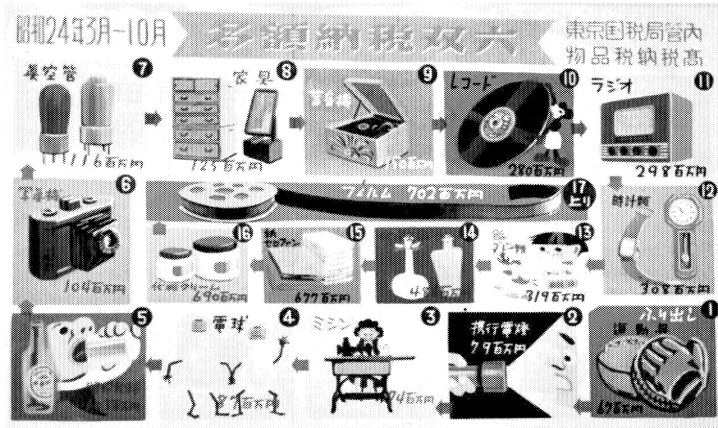
シロップ類やアルバムなど



カメラなど



乾電池など



多額納税双六

【図4】「一目でわかる税と商品の解説展」の様子

経済成長によって人々の消費は大型化するだけでなく、多様化し、様々な新商品の開発やバリエーションの獲得へと向かっていった。そのため各個別の商品ごとに課税していた物品税では、課税の課否や税率、納税の方法などを巡って非常に困難な判断を迫られることがしばしばあった。

今回の特別展示ではそんな難しい判断が

あった物品税の史料として童謡のレコードを展示している。物品税ではレコードにも課税していたのだが、童謡のレコードに関しては教育的観点から非課税とされていた。このため何を童謡とするのかという論争が度々発生した。

その最も有名な事例が「およげ! たいやきくん」であった。この曲は昭和 50 (1975)

年末に子供向けテレビ番組の挿入歌として発表され、同年から昭和 51 (1976) 年に大ヒットした。シングル盤レコードは飛ぶように売れ、400 万枚以上の販売記録を残した⁽³¹⁾。当初の子供向け番組だけでなく、テレビやラジオ、街の有線放送などあちこちから放送された。この曲は子供だけでなく、大人のサラリーマンたちの間でもブームとなっていた。

このような状況から「この曲は大人も聞くのだから、童謡ではない」という論法が持ち出され、歌謡曲のレコードとして物品税を課税するか否かの論争が発生したという⁽³²⁾。結局このレコードは童謡であるという判断が下され、非課税となった⁽³³⁾が、この事件は物品税を巡る有名なエピソードとなった。この他にも「黒猫のタンゴ」でも同様の論争があったという。

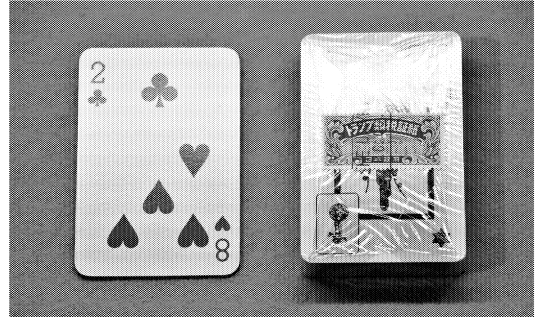
(2) 骨牌税とトランプ類税

骨牌税^{こつぱい}は明治 35 (1902) 年に作られた骨牌税法から課税がスタートし、昭和 32 (1957) 年にトランプ類税になり、平成元 (1989) 年に廃止された税金である。麻雀牌やトランプ、花札などに課税された税である。なお骨牌とはかるたのことであり、導入当時は「かるた税」とも読んでいたようである⁽³⁴⁾。花札やトランプは明治時代から大正時代にかけて軍隊やお座敷などから徐々に一般化し、一般家庭などで遊戯具として地位を確立していった⁽³⁵⁾。

この税では雑誌付録のカードゲームやマジック用トランプなどは非課税とされ、課税・非課税の決定も税務署の大切な業務であった。許可業務では膨大な類似商品が各地で申請されるため、現場では判断にズレが生じないよう参考資料を自分たちで綴じた自作の参考書を作成して回覧するなどして情報共有していたようである。

今回の展示では実際に課税の現場で使用されていた参考資料と、実物資料として保管さ

れていたトランプを展示している【史料 9】。当時トランプ類税が課税されたトランプには、証紙を貼ることが義務付けられていたが、開封時に外してしまうので、展示史料のように証紙が残っているのは未開封品に限られる。展示では隣に非課税のトランプも展示されているので、課税と非課税の違いを実際に見ていただきたい。



【史料 9】証紙付トランプと非課税トランプ

トランプ類税はテレビゲーム普及の影響など⁽³⁶⁾によって昭和 51 年度をピークに減少していき、平成元 (1989) 年に消費税導入と共に廃止された。子供たちの遊びを劇的に変えたテレビゲームの影響を税からも見るができる。また同じゲームでも囲碁、将棋などのボードゲーム類には物品税が課税され、トランプ類税は課税されなかった。

(3) 通行税と入場税

通行税と入場税はどちらも戦時体制下の昭和 13 (1938) 年に支那事変特別税の税目の一つとして制定された。通行税に関しては先の章で述べたように、大正末年に廃止されたが、大幅な変更をして復活となった。

最大の変更点は明治期の通行税において批判が集中した免税点の設定である⁽³⁷⁾。明治期にはなかった 40 キロ未満の 3 等席利用に対しては非課税とした。このため市内の通勤通学といった普段使いの利用に際して通行税は課税されなくなった。また明治期通行税で批判されたもう一つの要素であった自動車の利

用に関してもバス利用者は課税されることとなったが、タクシーに関しては課税することができなかった⁽³⁸⁾。

戦争中免税点の廃止などの増税が行われたが、一般乗車券への課税は通勤など生活への影響が非常に大きく、戦後になると一転して段階的に非課税の領域を拡大させていった。一方で急行券や特急券、寝台券に対する課税が新たに行われ、通行税の課税対象は通勤などの普段使いから、寝台列車などの長距離移動や行楽需要を対象とするように変化していった。行楽需要はオリンピックや万博といった大きなイベントや、旅行ブームの到来によって増大し、旅行の形態も会社の慰安旅行のような団体旅行から盛んになり、後に家族旅行、スキー旅行など多様化していった⁽³⁹⁾。

運賃に対する通行税が戦後早い時期から段階的に免税となっていたため、戦後の通行税は運賃ではなく、グリーン券などの一部奢侈的な料金に対して課税されるようになっていった。この他座席等級制度廃止⁽⁴⁰⁾など交通機関の制度変更に伴う変化も見られる。

また戦後に発展した航空機は、通行税収入の大半を占めるようになり、昭和 58 年度以降は実に 9 割が航空券からの収入となっていた⁽⁴¹⁾。

今回の特別展示では戦後期に発行された日本国有鉄道の切符類を展示している【史料 10】。写真の切符はそれぞれ急行券、寝台券、グリーン券である。戦後鉄道史上最大の出来事であった昭和 39（1964）年の東海道新幹線開業時に発行された切符を見ても通行税を確認することができる⁽⁴²⁾。また寝台券は「金の卵」と呼ばれた集団就職者たちを輸送した集団就職列車の代表格とも呼ばれる急行「津軽⁽⁴³⁾」のものである。沿線から上京する集団就職者たちにとって、東京で出世し「津軽」の優等車で故郷に帰ることが憧れであったという。そのため「出世列車」という異名がこの列車につけられていた。このようにレジャ

ーだけでなく、上京や帰省の輸送も飛躍的に増大し、通行税の課税対象である寝台車の利用も好調だった⁽⁴⁴⁾。普段使いの列車に課税されなくなった通行税は、このような特別な時の存在になっていたといえる。



【史料 10】日本国有鉄道の切符類

入場税は昭和 23（1948）年から昭和 29（1954）年まで地方自治の財源として地方税に移譲されていたが、昭和 29（1954）年 5 月に再び国税となった。地方税と国税の間を行き来した入場税もまた紆余曲折のある税金といえる。入場税は切符に検印を押すことや半券を観客に渡すなどの義務が課せられていたため、劇場主や税務署に少なからぬ事務が発生させていた。

今回展示されている木製の切符は、それを象徴するようなエピソードを持っている【史料 11】。この切符は五代目桂文枝（当時は桂小文枝）の独演会のものだが、当初は下足札を模した木札の部分のみが作られた。しかし入場税を納税し、検印を押印してもらおうと税務署に持っていったところ、木製の切符では検印を押印できないので、作り直すよう指示を受けた⁽⁴⁵⁾。このやり取りの結果、木札に新たに作成した紙製の切符を張り付けるということで解決し、写真のような形態になった。切符の隣には当時税務署で使われていた入場税の検印も並べて展示している。



【史料 11】桂小文枝独演会入場券

なお入場税は幾度かの税制改正を経て、昭和 60 (1985) 年には免税点を大幅に引き上げることになり、一般の映画館などへの入場に関してはほとんど課税の対象にならなくなった⁽⁴⁶⁾。平成元 (1989) 年の消費税導入に際して廃止されたが、廃止前後の主な税収は競馬場などの賭け事関係と一部の高額な劇場であった⁽⁴⁷⁾。

これら物品税、通行税、入場税、トランプ類税、砂糖消費税は平成元 (1989) 年の消費税導入に伴って廃止された。このころ社会も国鉄の分社民営化に代表される公営事業の再編や、IT 技術の急速な普及による情報社会の出現など大きな変化を迎えた。

おわりに

以上が令和元年度特別展示の概要である。今回の特別展示では各税の歴史を深く掘り下げるといよりは、様々な税をオムニバス形式で紹介するという形態の展示となった。今回登場した税の多くは所得税や地租、酒税のように明治から現代まで続くような大きな税目ではない。しかし今回の展示で見て来たように、これらの税からは社会構造の変化や消費傾向の変化などが見て取れる。

税金が創設、廃止される背景には必ず理由があり、社会の変化があった。特に個別消費税と呼ばれる一部の間接税は砂糖や鉄道の運賃、織物や炭酸飲料など日々の日常生活と密接に関係する税が多い。公平な課税という税の原則を達成するためには、こうした社会変

化や技術開発による新しい商品の登場にも常に対応しなければならない。私たちの生活や嗜好が変われば、税もまた変化するのである。「こんなものが昔あったんだね」と思いながら、往年の日用品やかつての税を振り返っていただければ幸いである。

現在もまた、私たちのライフスタイルは大きく変わろうとしている。暮らしの変化と税というテーマは人々が生きていく限り日々更新されていくのだろう。

- (1) 主要幹線 (山陽本線、関西本線、東北本線、中央本線など) の多くは民営鉄道として開業し、明治 39 (1906) 年の鉄道国有法公布以後、官営鉄道に加えられていった。
- (2) 当初は馬が牽引する馬車鉄道として開業し、後に電化された例も多くある。
- (3) 砂糖消費税は北清事変の戦費調達を目的に創設された。
- (4) 通行税は明治 38 (1905) 年の改正時に創設。
- (5) 検査事務で使用されたと思われる。織物消費税は織物の価格が課税標準であり、製造場所などから織物を引き取る際には引き取る織物の価格を申告することが求められた。その価格が適正かどうかを見るために品質などの検査を行っていた。織物の品質を確かめる項目として織物の密度が登場していた。
- (6) 通行税は回数券、定期券の場合、通常税額の 5 倍 (通常の乗車 5 回分) の通行税が課税された。
- (7) 都留市史編纂委員会編『都留市史』(ぎょうせい、平成 8 年 3 月)、832 頁、867 頁。
- (8) 東京や名古屋で市電値上げに反対する暴動が発生し、電車への焼討事件も発生している。東京の場合は明治 39 (1906) 年 9 月 5 日に日比谷公園で開かれた値上げ反対の大会終了後に、電車が投石などの襲撃を受けている。名古屋では大正 3 (1914) 年 9 月 6 日に鶴舞公園で開催された市民大会の後に市内の電車や駅が襲撃されている。
- (9) 野尻かおる・山野健一監修『目で見る足立・荒川の 100 年』(平成 17 年、郷土出版社)、40 頁。
- (10) 一銭蒸気は明治 8 (1875) 年に隅田川 (千住大橋・両国橋間) に登場した河川蒸気船の愛称。一

区間の乗船賃が1銭であった。日露戦争後には乗船賃は2銭プラス通行税1銭の計3銭となったが、愛称は変わらなかった。(前掲『目で見える足立・荒川の100年』、40頁)

- (11) 筧正太郎「消費税としての通行税」(『通行税廃止記念』鉄道同志会、大正15年)所収。3頁。
- (12) ガソリンカーやディーゼルカーなど。機関車の牽引に頼ることなく自走し、かつディーゼルエンジンなどの内燃機関を動力とする鉄道車両のこと。類似する車両に蒸気機関を動力とする蒸気自動車(自動車)もあり、こちらも非課税だった。
- (13) 明治43(1910)年、通行税法の審議の中で市内及び準市内の通行に対して免税しようという議論が起きているが、市内の定義が難しいことから見送られている。(大蔵省編纂『明治大正財政史 第七巻 内国税(下)』経済往来社、昭和32年)、395頁。
- (14) 塩専売制度は明治38(1905)年4月1日施行。
- (15) 前掲『明治大正財政史 第七巻 内国税(下)』、403頁。
- (16) この他酒税、骨牌税の増税が行われた。
- (17) 関東大震災によって市電が大きな被害を受け、東京市では急きょアメリカ製トラックを輸入し、バスとして転用した。これが現在の都営バスの前身となった。
- (18) 博覧会などのイベント時だけでなく、団体旅行の際に貸切りで運行される臨時列車なども盛んに運転され、複数の目的地を巡る割引乗車券なども発売された。(近藤喜代太郎・池田和政『国鉄乗車券類大事典』平成16年、JTB) 384頁。
- (19) 九代目市川団十郎。天保9(1838)年・明治36(1903)年。展示史料の俳優一覧の発行時には既に死亡しているが、掲載されている。(『国史大辞典 第1巻』吉川弘文館、昭和54年)、630頁。
- (20) 五代目尾上菊五郎。弘化元(1844)年・明治36(1903)年。菊五郎に関しては展示史料で「故人之部」に名前が載っている。(『国史大辞典 第2巻』吉川弘文館、昭和55年)、884頁。
- (21) 初代市川左団次。天保13(1904)年・明治37(1904)年。(前掲『国史大辞典 第1巻』)、628頁。
- (22) 吉田信邦『戦時下の間接税』納税通信(納税通信社、昭和53年)。
- (23) 氏家保寿『遊興飲食税法』(昭和16年、税務

講習所)、6頁。

- (24) 国税庁『国税庁五十年史』(平成12年、国税庁)、362頁。
- (25) 昭和19(1944)年2月22日に東条英機内閣が閣議決定。学徒動員の徹底、生活の簡素化、高級娯楽の廃止、官庁休日の縮減等を定めた。(『国史大辞典 第5巻』吉川弘文館、昭和60年)、108頁。
- (26) 「EXPO'70」または「大阪万博」とも言う。
- (27) 高度に産業が発達し、生理的欲求を満たすための消費ばかりでなく、文化的・社会的要求を満たすための消費が広範に行われるような社会。(村松明『大辞林 第二版』三省堂、平成7年)、1250頁。
- (28) 大蔵省財政金融研究所社団法人研究情報基金内消費動向研究会編『21世紀へのビジョン 生活ぶり消費の変化』(財務出版、平成4年4月)、31頁。
- (29) 前掲『21世紀へのビジョン 生活ぶり消費の変化』、32頁。
- (30) 前掲『国税庁五十年史』、364頁。
- (31) 長田暁二『昭和の童謡アラカルト―戦後篇―』(昭和60年12月、ぎょうせい)、245頁。
- (32) 「あついで税金攻勢 「たいやきくん」 まないたの上」(「朝日新聞」昭和51年2月12日付朝刊)
- (33) 前掲『昭和の童謡アラカルト―戦後篇―』、247頁。
- (34) 江橋崇『ものと人間の文化史 167・花札』(平成26年6月、法政大学出版局)、261-262頁。江橋氏の論文によると、明治期の法令全書では「かるた税」であり、大正期には「こっばい税」となっているという。なお、『国税庁五十年史』の369頁にも簡単ながら記述がある。
- (35) 前掲『ものと人間の文化史 167・花札』、279頁。
- (36) 前掲『国税庁五十年史』、370頁。なおテレビゲームの黎明期においてブームとなったタイトーの「スペースインベーダー」が発売されたのが昭和53(1978)年、家庭用ゲーム機の草分け的存在となった任天堂のファミリーコンピュータが発売されたのは昭和58(1983)年である。
- (37) 中島直『通行税法』(税務講習所、昭和16年)、4頁。

-
- (38) タクシーに関しては行き先やルートが一定でないため、距離の計算ができないという理由であった。(河合英治「通行税の主要問題」、大蔵財務協会発行『財政』第3巻第5号所収)
- (39) 石川弘義『余暇の戦後史』(東京書籍、昭和54年)、152頁。
- (40) 座席のモノクラス化は昭和44(1969)年5月10日。これにより明治以来の等級が無くなり、旅客運賃を一本化した。旧1等車・旧1等船室を利用する場合にはグリーン料金を収受することに改めた。「国有鉄道運賃法の一部を改正する法律(法律第22号)」。(日本国有鉄道『日本国有鉄道百年史 年表』(昭和47年10月、日本国有鉄道)、353頁。
- (41) 前掲『国税庁五十年史』、307頁。
- (42) 切符は非常に多くの種類があり、全ての切符に通行税の記載があったわけではない。
- (43) 急行「津軽」は青森-上野間の夜行急行。
- (44) このころ新型客車を投入した、いわゆるブルートレインの登場により、寝台列車そのものも増加していた。
- (45) 桂文枝『あんけら荘夜話』(青蛙房、平成8年)、194頁。
- (46) 前掲『国税庁五十年史』、365頁。
- (47) 前掲『国税庁五十年史』、365頁。